

## 要望書について（回答）

- 提出者：鳥取県ラグビーフットボール協会
- 受付日：令和3年1月7日
- 回答日：令和3年4月26日

### 1 大御堂廃寺跡の継続利用について

【回答：社会教育課 Tel 22-8167、文化財課 Tel 22-4419、企画課 Tel 22-8161】

大御堂廃寺跡整備計画では、築地塀を人工物とし遺構表示を平面化することで、史跡北側（約180m×80m）にスポーツ利用を含めた多目的利用できる範囲を設定しています。

この範囲の中で、これまでどおりの利用いただくことが可能です。

### 2 利用についての許可等について

【回答：文化財課 Tel 22-4419】

大御堂廃寺跡の専用利用の許可等は、所管する文化財課で行う予定です。

スポーツの練習等が安全・安心に行えるよう、利用方法並びに管理等を各利用競技団体と今後も協議してまいりますので、その際にはご協力ください。

なお、利用に関しては、次の条件を遵守してください。

#### 【利用に関する条件】

- (1) 文化財に影響を与えることなく、また現状変更をとまなわないこと。
- (2) 史跡の保存活用計画及び整備計画に抵触しないこと。

### 3 用器具庫の設置について

【回答：社会教育課 Tel 22-8167、企画課 Tel 22-8161】

現ラグビー場に設置の練習用器具置き場は、倉吉未来中心周辺環境整備に関する協議の中で、場所等含め設置を検討しています。

### 4 大御堂廃寺跡整備基本計画の見直しについて

【回答：文化財課 Tel 22-4419】

素案となる整備計画については、主目的である史跡の保存・活用並びに歴史的価値が学べる場とするとともに、市民の皆様からいただいた様々なご意見を反映しAR技術を導入することで、遺構表示を最小限とし多目的に活用できるよう計画しています。

このことから、多くの市民の皆様が集い交流を深める場として、基本計画を策定しましたので、貴団体のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

### 5 市内競技施設の利活用について

【回答：社会教育課 Tel 22-8167】

市内体育施設は目的を持って設置された本市の行政財産であります。

競技ごとの特殊性及び専門性があるため、主たる目的の競技が優先的になり利用の制限がある場合もありますが、多様な競技で利用することは可能ですのでご活用ください。

本市として、体育施設の有効活用については課題として捉え、社会体育、スポーツの振興及び生涯学習の観点からも、市民の皆様が生涯にわたってスポーツ活動に親しめる環境の充実を図るため、今後も体育施設の在り方を検討してまいります。